



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位



令和7年6月10日（火）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
感染症対策 推進課	感染症対策係	酢谷	内線 3352 直通 058-272-8453 FAX 058-278-3550

「ハンセン病パネル展」を開催します

ハンセン病を患った方々は、国の政策により家族から引き離され、長い間、療養所へ強制的に入所させられるなど、差別と偏見に苦しんできました。

近年ではこの病気への正しい理解が進み、差別や偏見は少なくなりましたが、過酷な運命に翻弄された療養所入所者の皆さんの歴史を風化させてはなりません。

県では、ハンセン病に対する県民の理解を深め、人権について考えるきっかけにしたいため、6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に合わせ、「ハンセン病パネル展」を下記のとおり開催します。

記

- 開催日時** 令和7年6月17日（火）～24日（火）10：00～20：00
※土曜日、日曜日は18：00まで、月曜日は休館日
初日は13：00から、最終日は13：00まで
- 展示場所** 岐阜県図書館 1階 楽書交流サロン
（岐阜市宇佐4-2-1）
- 展示内容** ハンセン病の歴史・療養所での暮らしなどに関するパネル

（国立駿河療養所からお借りしたパネルを40枚程度展示予定）

**※展示パネルの写真を撮影される場合は、その使用に当たり、
個人が特定されないようご配慮願います。**

<参考>

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症の一つです。この菌の毒力はごく弱く、感染しても発病することは極めてまれで、現在は治る病気となっています。

1873年にノルウェーのハンセン医師が菌を発見したため、ハンセン病と呼ばれています。

国は、平成21年度から、療養所入所者等に対する名誉回復措置などを義務づけた「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である6月22日を、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定めています。

令和7年6月1日現在、ハンセン病療養所は、国立が13施設、私立が1施設あり、そのうち岐阜県出身者は、4つの国立療養所に8名の方が入所されています。（平均年齢88.4歳）